



山形県公報

平成29年6月21日(水)

号 外 (23)

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定…………… (健康福祉企画課) …… 1

告 示

山形県告示第460号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成29年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2- (メチルアミノ) -2-フェニルシクロヘキサン-1-オン (通称名 Deschloroketamine、DXE、DCK) 及びその塩類
- (2) 1- (4-クロロフェニル) -N-メチルプロパン-2-アミン (通称名 4-CMA、p-CMA) 及びその塩類
- (3) 1- (4-シアノブチル) -N- (2-フェニルプロパン-2-イル) -1H-インダゾール-3-カルボキサミド (通称名 CUMYL-4CN-BINACA) 及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

平成29年6月22日

平成29年6月21日印刷 発行所 山形県庁
平成29年6月21日発行 発行人 山形県